

3. 介護保険事業状況報告の見直しについて

(1) 平成 27 年度年報の様式変更について

①平成 27 年度から所得段階別第 1 号被保険者の段階が 6 段階から 9 段階へと変更されたこと、②平成 27 年 8 月サービス提供分から現役並み所得に相当する者の高額介護（介護予防）サービス費の区分が設けられたこと、③平成 27 年度から介護保険特別会計の勘定科目の見直しが行われたことに伴い、必要な報告事項の詳細化を行う。

上記①～③については、保険者からの報告が引き続き必要な項目となるため、適切な報告をお願いしたい。

また、④平成 27 年 8 月サービス提供分から一定以上所得者の利用者負担の引上げが行われていることから、要介護（要支援）認定者数、サービス別受給者数、サービス別利用回（日）数、保険給付決定状況について、第 1 号被保険者の 2 割負担対象者分を報告事項とする詳細化を行う。

上記④については、新たな保険者の事務負担とならないように、保険者が審査委託する国民健康保険団体連合会より、国民健康保険中央会を経由し提出することをもって、保険者からの報告と取り扱う予定である。

(2) 平成 28 年度月報の様式変更について

平成 28 年 4 月サービス提供分から地域密着型通所介護が新設されることに伴い、サービス別受給者数、サービス別利用回（日）数、保険給付決定状況について、地域密着型通所介護の報告事項を追加する見直しを行う。

この見直しについては、新たな保険者の事務負担とならないように、保険者が審査委託する国民健康保険団体連合会より、国民健康保険中央会を経由し提出することをもって、保険者からの報告と取り扱う予定である。

現時点での老健局長通知（案）は、（参考資料）「4. 平成 28 年度介護保険事業状況報告様式（案）」のとおりであるため、管内保険者に周知をお願いしたい。

また、上記（1）及び（2）の見直しについての報告に係る記載上の注意事項等

については後日、事務連絡によりお示しする予定であるので、その内容を踏まえ、引き続き適切な報告を行っていただきたい。